

統計法施行規則の改正について（匿名データ関連部分）

○統計法施行規則（統計委員会へ諮問（10月25日））

匿名データの提供条件：

- ・匿名データの提供範囲を従来の学術研究目的、高等教育目的及び国際比較目的に加え、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき指定された8つの重点分野 ※のいずれかに関する統計の作成等であって、国民経済の健全な発展等に寄与するものである場合を新たに規定
 - （ ※ ①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、
⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等及び⑧移動 ）
- ・匿名データの教育目的による提供範囲を高等学校まで拡大

○匿名データの作成・提供ガイドライン（検討の方向性）

- ・統計調査の変更の諮問時における匿名データ作成計画の情報提供を規定
- ・これまでの匿名データ作成実績等を踏まえた匿名化基準を策定
- ・匿名データの作成に関する統計委員会への諮問前に各府省から統計研究研修所に対する確認を規定